

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針講習会

社団法人 香川県建築士事務所協会
会長 富岡 学

3月11日に東日本大震災が発生し、被災各県においては、被災建築物について、応急危険度判定活動が精力的に実施され、今後は、判定業務後の次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災度区分判定および復旧業務の需要が高まってきます。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を修得していることが重要です。

(社)香川県建築士事務所協会では、(財)日本建築防災協会との共催により、平成17年に被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に、標記講習会を実施しました。

しかし、未だ被災度区分判定及び復旧技術を取得した建築士事務所(建築士)が不足しているなかで、より多くの建築士事務所(建築士)が今回の震災への対応、また今後起こりうる震災への対応に備えるべく当業務の内容を修得するために、今年度本講習会を実施します。

- 1 開催日 平成23年10月26日(水)
- 2 開催場所 サンメッセ香川 2階 サンメッセホール
高松市林町2217-1 TEL:087-869-3333
- 3 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士
建築および防災関係の国または地方公共団体の職員。
- 4 定員 100名
- 5 主催 (社)香川県建築士事務所協会
共催 (社)日本建築士事務所協会連合会、(財)日本建築防災協会
- 6 後援 香川県
- 7 受講料 (テキスト代は含まない。) ・主催・共催団体の会員 5,000円
・後援団体・行政職員 7,000円
・その他一般 10,000円
8. テキスト (財)日本建築防災協会発行の「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2005年12月14日発行第2版第2刷)を使用します。定価 8,000円(税込)
9. 技術者証の発行
 - ①講習会の修了者の希望によって、(財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間5年)を発行します。発行手数料2,000円(税込)。
 - ②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する者へは、本講習会を再度受講して、5年間の技術者証を発行します。

10. 講習内容・講師・時間割

時間割	内容	講師
9:30~10:00	受付	
10:00~10:10	挨拶	(社)香川県建築士事務所協会 会長 富岡 学
10:10~10:30 (20分)	被災度区分判定の考え方	(有)鉄川建築設計事務所 所長 鉄川 裕崇
10:30~12:00 (90分)	木造建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針	(有)鉄川建築設計事務所 所長 鉄川 裕崇
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~14:30 (90分)	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針	(有)零建築設計事務所 会長 大西 秀行
14:30~14:40	休憩	
14:40~16:10 (90分)	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災 度区分判定基準および復旧技術指針	(有)零建築設計事務所 会長 大西 秀行
16:10~	受講修了証交付	

11. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」（以下「技術事務所名簿」という。）の掲載申込みをし、単位会が会員事務所および会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成する。その名簿を都道府県に提出するとともに（財）日本建築防災協会および日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

12. 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム、建築士会CPD認定プログラム（いずれも予定）」となります。単位数は、全構造編が5単位（予定）です。

13. 申込方法

申込みは協会事務局へ直接持参して申し込むか現金書留のいずれかでお願いします。

①持参して申し込む場合で、

(1)「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれる方

顔写真2枚（縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入）・受講申込書・復旧技術者名簿掲載申込書・復旧技術者証発行申込書・受講料及びテキスト代・技術者証発行手数料を、協会事務局までご持参ください。受付時に受講票をお渡しします。なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

(2)「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれない方

顔写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入）・受講申込書・受講料及びテキスト代を、協会事務局までご持参ください。受付時に受講票をお渡しします。

②現金書留の場合は、

上記①の(1)、(2)のいずれかの場合に該当する関係書類を添えてお申込みください。受付後に受講票を郵送いたしますので、返信用の封筒を同封してください（80円切手貼付）

14. 申込期間 平成23年9月8日（木）から平成23年10月3日（月）

15. 申込及び問い合わせ先

社団法人 香川県建築士事務所協会

〒760-0018 高松市天神前5番18号 ルモンド田中ビル3階

TEL: 087-812-3201 FAX: 087-812-3202